

# 寄付金について

## 個人で申告が必要

所得税には寄付金控除とあります。近年では「あるさと納税」が有名ですが、その他政党に対する寄付金定申告が必要です。

## 政党等寄付金特別控除

### 有利な方法選択を

民主主義の中心となる政党による政治活動は、公益的活動です。しかれませんので、個人で確定申告が必要です。

#### ■寄付金控除（所得控除）の金額

イまたはロのいずれか低い金額—2千円=寄付金控除額

イ その年に支出した特定寄付金の額の合計額

ロ その年の総所得金額等の40%相当額

#### ■政党等寄付金特別控除（税額控除）の金額

その年に支払った政党等に対する寄付金の合計額—2千円×30%

=政党等寄付金特別控除額

(注1)「その年に支払った政党等寄付金の額の合計額」について

は、その年分の総所得金額等の40%相当額が限度とされます。

(注2)特別控除額は100円未満の端数は切り捨てます。

# できる！ 確定申告

#### ■雑損控除

- 1 雜損控除の対象になる資産の要件  
損害を受けた資産が次のいずれにも当てはまる。  
(1) 資産の所有者が次のいずれかであること。  
イ 納税者  
ロ 納税者と生計を一にする配偶者やその他の親族で、その年の総所得金額等が38万円以下の者
- (2) 棚卸資産若しくは事業用固定資産等又は「生活に通常必要でない資産」のいずれにも該当しない資産であること。

#### 2 損害の原因

- 次のいずれかの場合に限られます。
- (1) 震災、風水害、冷害、雪害、落雷など自然現象の異変による災害
  - (2) 火災、火薬類の爆発など人為による異常な災害
  - (3) 害虫などの生物による異常な災害
  - (4) 盗難
  - (5) 横領

- なお、詐欺や恐喝の場合には、雑損控除は受けられません。
- 3 雜損控除の金額  
次の二つのうちいずれか多い方の金額です。  
(1) (差引損失額) — (総所得金額等) × 10%  
(2) (差引損失額) のうち災害関連支出の金額) — 5万円

税理士  
井上 健幸さん



震災や12月の新潟県糸魚川市の大規模火災が起きたしました。そのために対し、かかわる被災者の方へ

10010年から始まりました。しかし、国民から集めた税金で支持しない政党にも支払われるこの制度は、思想信条の自由を優す制度として、日本共産党は受け取つを拒否しています。

確定申告においては、「寄付金（税額）控除のための書類」が必要になります。寄付した政党が送付されますが、確定申告に間に合わない時は、そのあえず申告書を提出し、交付され次第、税務署に提出すれば大丈夫です。

ふるさと納税は、確定申告が不要の「ワンストップ」で、利便性を高め、比較検討が必要です。（左上別欄参照）

## 受領証明書添付を

## 雑損控除

### 災害等での損害に

ます。

所得税では、災害や

盗難などで資産に損害を受けた場合等には、一定の金額を所得控除として雑損控除を受けることができます。この場合の資産には事業用の棚卸し資産や固定資産、又は生活に通常必要でない資産は含まれません。今年の災害においては事業を営む方も当然含まれていたと思いますが、その場合は事業設備の棚卸し資産となります。

一大、生活に通常必要な資産とは、個人の趣味で所有する高級な車や絵画などに損害が生じても、所得税を減免しなくても生活に困らない、という感覚でご理解ください。（一覧参照）

で、注意が必要です。必要書類は、ふるさと納税をした自治体からの送付があります。控除額は、(西側住民登録名簿)を確定申告書に添付します。控除額はインターネットで多くの情報が手に入れることが可能で、返礼品が充実してきただとか、多くの方があると納税を利用することができます。また、住民登録の20%が控除の対象額です。